

保育改善計画

保育園名： 東洋町立保育園

策定日： 令和8年 8月15日

1 計画策定の趣旨

本町において確認された東洋町立銀杏保育園の不適切な保育事案並びに指摘事項について、第三者委員会の調査報告書及び提言を真摯に受け止め、再発防止及び保育の改善を図るため本計画の策定を行います。

今回の要因を検証し、再発防止策を検討するとともに、東洋町立保育園全体において同様の事案が発生することがないように、園児一人一人の人格を尊重し、安心して生活できる環境を整えることを最優先とし、保護者及び地域、行政との信頼関係の回復と再構築に努めます。

2 改善の基本方針

- (1) 子どもの最善の利益を最優先とした保育の実践
- (2) 虐待・不適切な保育の未然防止と早期発見の徹底
- (3) 職員の意識改革と専門性向上
- (4) 保護者支援の充実
- (5) 組織文化の改善（風通しの良い職場づくり）
- (6) 保護者・園・行政の信頼関係の再構築

3 銀杏保育園の事案ごとの改善点

東洋町立銀杏保育園の不適切な保育事案並びに指摘事項について、第三者委員会の調査報告書及び提言は以下のとおりです。

事案	実施済み事項 (実施時期)	今後の改善 (実施時期)	担当	評価方法
ロッカー上での叱責	高所に座らせる行為を禁止することを職員会議で確認し周知 (R 5. 1 2) 幼児の感情理解に関する研修・安全教育の実施 (R 6. 6)	実施済み事項を継続	園長	職員会での振り返りで随時確認
食事指導	完食を強要しない保育方針を職員間で共有 (R 6. 2)	食育研修の実施(継続)	園長	園内研修 職員会での振り返りで随時確認
別室での対応	別室利用は安全確保・クールダウン目的に限定することを確認 (R 6. 5)	実施済み事項を継続	園長	保護者との情報共有・関係機関と連携を強化・職員会での振り返り
事故報告	軽微な事故も当日中に保護者へ丁寧に報告する体制を整備(R 6. 5)	実施済み事項を継続	園長	事故報告書の記録に基づく評価
ながら保育	園児と同室する職員配置体制を保障(R 6. 5)	実施済み事項を継続	園長	シフト確認

4 全体的な改善計画

(1) 子どもの最善の利益を最優先とした保育の実施

すべての保育活動は子どもの人格を尊重し、心身の健やかな発達を保障することを最優先します。

① 子どもの身体的安全の確保

ア 適切な室温管理

- ・室温 : (夏) 26℃～28℃ (冬) 20～23℃
- ・湿度 : 50%～60%
- ・換気 : 1時間に1回

イ 国の熱中症ガイドラインを遵守し、快適で健康的に過ごせる環境づくり

- ・各部屋のチェック方式を導入

ウ 熱中症対策の具体的方法

- ・涼しい環境づくり（エアコン・扇風機の使用）
- ・適切な体調管理を行う（体温・水分補給の管理）
- ・適宜な休憩
- ・日陰の活用
- ・特に夏場（7月～9月）は、頻回に室温、湿度、健康状態を管理（チェック）する。

② 子どもの心理的安全と主体性の確保

ア 子どもの発達や思いを理解した肯定的な言葉かけと一人一人に寄り添った関わり

イ 遊びや活動において、子どもが選択し、意見が反映される機会の保障

③ 職員がゆとりを持って子ども一人一人と関われる保育環境の整備

ア 業務作業の効率化による子どもと関わる時間の確保

イ 行事運営等の見直しによるゆとりの創出

（２）虐待等・不適切保育の未然防止と早期発見

保育園における虐待等・不適切保育の未然防止と早期発見に関する対応マニュアルを整備し、運用します。

① 「東洋町立保育園における虐待対応マニュアル」の策定とそれに基づいた保育

② 「人権擁護のためのセルフチェックリスト」に基づく、チェックリストの作成と日々の振り返り・活用

③ 虐待や不適切保育を未然に防止するための研修とそれに基づいた保育（公認心理師：外磯やよひ先生 実施期間 R6年8月～R7年3月）

（３）職員の資質向上

年間研修計画においては、子どもの発達理解、人権、不適切保育防止、保護者支援等に関する研修を実施します。

① 年間計画に基づいた研修の実施

ア 幼保支援課における研修 〈幼児教育研修〉

- ・ブロック別公開保育研修会（年間）・13ブロック交流会 等

イ 教育センター研修 〈基本研修〉

・各ステージに合わせた研修・基礎・中堅・管理職・専門 等

ウ 教育センター研修 〈専門研修〉

・保育技術専門講座（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅴ）

・保幼小接続に関する研修（Ⅲ期）

・保護者対応研修

エ 親育ち支援に関する研修 親育ち支援講座 等

② 園の実情に合わせた研修

ア コンサルテーション

イ 発達障害・子どもの心理についての研修 （臨床心理士・公認心理師：大城由美先生）

ウ 食事の提供についての研修の受講と職員への周知

③ 先進地視察研修

・高知県ブロック研修公開保育、他園への視察

（４）保護者支援

保護者が安心して子育てできるよう相談体制を整備し、個別面談や日常的な情報共有、苦情・意見受付体制の整備を行います。

① 日常的な情報共有

・保育での子どもの成長や様子等を保護者と共有し、保護者の不安に寄り添う

② 個別相談

・気軽に相談できる場の提供

③ 子育てに関する専門家による相談体制の整備

・大西尚子先生（年５回開催） ・吉村知佐子先生

④ 苦情・相談対応マニュアルに基づいた体制の整備

ア 受付窓口を明確にし、保護者に周知

イ 保育に関する「不可解なこと」や「改めてほしいこと」などを、気軽に相談できるよう配慮

ウ 常に対応の見直しを行い、必要に応じて第三者の助言や立ち合いを求める体制の整備

エ 苦情に関する処理体制が適切に行われているか、苦情処理対応等の監査指導の実施

(年1回)

(5) 組織文化の改善

定期例職員会議、職員アンケート、他園との研修交流等を通じて風通しのよい職場づくりを行います。

① 定例職員会の活性化

② 園長と職員との定期面談

・職員全体での相互理解を深め、職員との信頼関係構築、心理的安全性の担保

③ 他園との交流の実施

(6) 評価と継続的改善

本計画の実施状況について定期的に自己評価を行うとともに、行政及び外部専門家の助言を受けながら継続的な改善を行います。

① 週日案による日々の保育の振り返り

② 教育・保育の質向上ガイドラインを活用した自己評価（年2回）

③ 保育に関する実態に応じた保護者評価の実施

④ 担当課による定期的な確認と助言

⑤ 外部専門家による定期的な助言

5 計画の推進

本計画の推進にあたっては、園長、担当課及び外部専門員と連携した推進体制を構築するとともに、各取組の進捗を定期的に確認・記録し、その状況を保護者へ公表しながら年度ごとに検証・見直しを行い継続的な改善につなげることにします。適切な保育提供体制の構築、子どもの人権に配慮した安心安全な保育運営に向けた取組を実施してまいります。

(1) 推進体制

本計画の推進責任者を園長とし、主任保育士、住民課、臨床心理士・公認心理師等の外部専門家で構成する「保育運営推進会議」を設置します。同会議は年1回開催し、各取組の進捗状況を確認するとともに、課題が生じた場合は速やかに解決に向けて取り組みます。

(2) 計画期間と見直し

令和8年度から令和10年度までの3年間を計画期間とします。年度末ごとに自己評価と外部評価を実施し、保育状況を検証したうえで、翌年度の取組を見直します。令和11年度以降は、これまでの3年間で構築した保育取組（セルフチェックリストの実施、定期的な研修、保護者との信頼関係構築等）を、園の標準的な保育実践として定着させ、毎年度の自己評価と外部評価を通じて継続的に取り組むことで、よりよい保育提供体制を恒常的に整えてまいります。

(3) 評価の公表

改善計画の実施状況及び改善の進捗状況について、以下の方法で保護者に公表することで、園の改善への取組を可視化し、信頼関係の回復と透明性の確保に努めます。

① 園だより（月1回）

改善の取組状況（セルフチェックリスト実施、研修内容、職員の工夫等）を掲載し、保護者に園の日々の改善活動を周知します。

② 保育改善推進会議の報告（年度末）

推進会議での評価結果を「保育改善報告書」としてとりまとめ、園の改善状況を保護者に対して透明性をもって明らかにし、信頼関係の回復と再構築につなげます。

③ 苦情・相談の対応状況（年度末）

年度を通じて受け付けた苦情・相談について、苦情・相談の件数、主な内容、対応結果を年度末に取りまとめ、保護者へ公表します。